

販売店側の主張 地裁、再び認める

佐賀新聞社との契約で
佐賀新聞の販売店が、販
売店としての地位保全など
を求めて申し立てた仮処分
について、佐賀地裁(岩田
理子裁判官)は店側の主張
をおおむね認める決定を出
した。29日付。同様の決定

は昨年3月に続き2度目。
販売店の代理人弁護士な
どによると、店側は「昨年
4月、佐賀新聞社から供給
される新聞の部数が過剰だ
として、仕入れ部数を減ら
したいと要望し、希望部数
を越す代金の支払いを拒
否。同年12月、新聞社から
取引債権に背いているなど
として、昨年3月31日で契
約を終了し、更新しないと
通知されたという。
店側は昨年2月に地位保
全などを求める仮処分を申
立て、地裁は同3月、昨
年4月1日から1年間、店
側の主張をおおむね認める
決定を出した。新聞社は昨
年12月、店側に契約の延長
をしないと通知。店側は期
限が迫っているとして、再
度同様の仮処分を申し立て
ていた。地裁は今回、今年
4月1日から1年間、販売
店としての契約上の仮の地
位を認め、今年3月の注文
部数と同数を新聞社が供給
するのが相宜とした。
佐賀新聞社は「具体的な
コメントは差し控えた」。
当該の考えは裁判を通じて
手議していへどしている。